

養育費相談等

全ての市町村

養育費の取り決め、受取額の決定や変更、支払の延滞問題等についてのご相談に応じます。

また、関連する事業等について紹介しています。

養育費は、離婚前・離婚時に取り決めをしていなくても、離婚後いつでも取り決めをすることができます。

事業内容

養育費相談

母子家庭等就業・自立支援センター（養育費相談）

弁護士による離婚前・離婚後の養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行に関する法律相談を無料で実施しています。

毎月 第3土曜日 10:30～12:00（1人30分）

要予約（TEL：076-432-4210）

養育費や親子交流について、電話及びメールにて相談を受け付けております。

【電話相談】03-3980-4108、

【メール相談】

info_youikuh@toyama.or.jp

を@に変えて送信してください。

離婚前後の親支援講座

離婚前やひとり親家庭のお母さん、お父さんたちが抱える不安や悩みごとの解決策・ヒントを一緒に考えるセミナーを行っています。

令和7年度開催予定

- ・ 第1回 6月15日（日）13:30～15:30（高志の国文学館101研修室）
- ・ 第2回 12月7日（日）13:30～15:30（11月1日申込開始予定）

問合せ先：公益財団法人富山県母子寡婦福祉連合会（076-432-4298）

こどもの養育に関する事業のご紹介

富山県養育費確保等支援事業

県内町村に居住し、養育費の取決め及び履行確保のために費用を負担したひとり親の方を対象に、負担した費用を補助します。

詳細は、事業ページをご覧ください。

<https://hitorioyanavi-toyama.jp/support/1633/>

親子交流支援事業

離婚後の子育てアプリ「raeru」を使った親子交流を支援します。

詳細は、事業ページをご覧ください。

<https://hitorioyanavi-toyama.jp/support/1554/>

参考ホームページ

離婚を考えている方へ～離婚をするときに考えておくべきこと～（法務省）

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00011.html

民法等の一部を改正する法律（父母の離婚後等の子の養育に関する見直し）について（法務省）

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00357.html

養育費・親子交流の相談を受けようとするひとり親の方へ（こども家庭庁）

<https://www.cfa.go.jp/policies/hitori-oya/soudan>

申請先・問い合わせ先

母子家庭等就業・自立支援センター（公益財団法人富山県母子寡婦福祉連合会内）

富山市安住町5-21 サンシップとやま 3階

連絡先：076-432-4210

URL：<http://www.bokaren-toyama.jp/ziritsu.html>

養育費等相談支援センター

連絡先：03-3980-4108、0120-965-419

URL：<https://www.youikuhi-soudan.jp/>